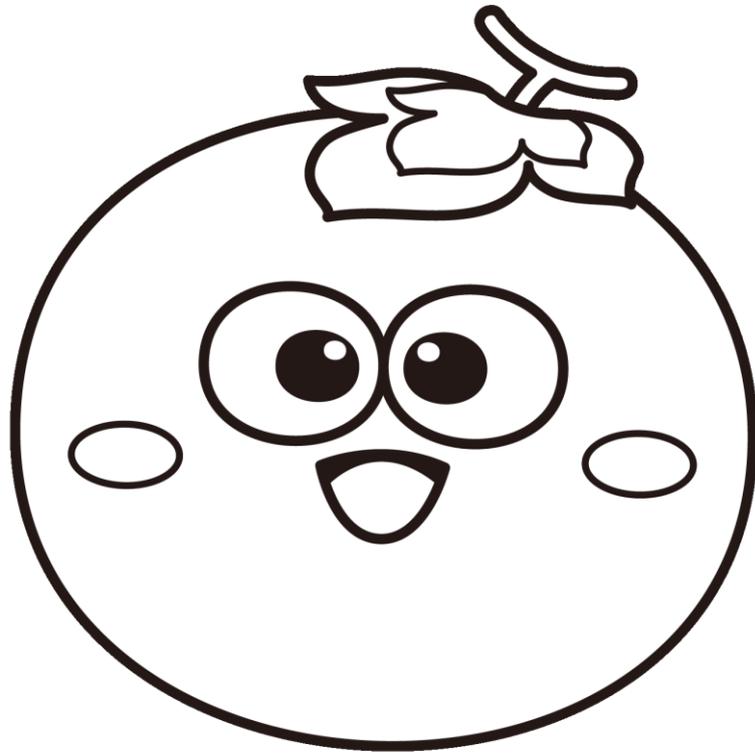


入園のしおり

【令和8年度】



羽曳野市立保育園

◎ 保育・給食・開園時間について

- 保育及び給食
 - ・ 日曜日、祝日及び年末年始を除き行います。
 - ・ 行事（わくわく保育・タベの会・運動会）協力日などは、給食の提供はありません。
 - 開園時間
 - ・ 午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
 - ・ 個々の保育時間については、保護者の就労状況などに合わせて別紙申請用紙にて申請していただきます。
 - ・ 新入園児のならし保育期間中の保育時間については、お子様の状態を見ながら決めさせていただきますので、担任と話し合ってください。
- ※ 教育・保育給付支給認定を受け、保育の必要量を超えて保育を利用される場合は、別途、延長保育料が必要となります。

◎ 登降園について

- 規則正しい園生活を送るため、午前 9 時 15 分までに必ず登園してください。
ご事情等がある場合は、個別にご相談ください。
- 送迎の時間は必ず守ってください。また、送迎する人が変わる場合はその都度、園に連絡してください。
- 欠席または遅刻される場合は、必ず午前 9 時 15 分までに園に連絡してください。
（欠席の理由も伝えてください。）
- 登降園のときは、必ず職員に声をかけてください。
- 自動車・自転車はルールを守って運転し、他の人の通行のさまたげにならないようにしてください。
- 送迎の際は、園の門を必ずきちんと閉めてください。
- 保護者がお休みの土曜日は、家庭保育のご協力をお願いします。
- 降園時間が変更される場合は、連絡をお願いします。

◎ 連絡について

- 登降園の際は、手紙の有無を確認し、あれば必ず持って帰ってください。
また、掲示板および保育室の前の貼り紙なども確認してください。
- 0・1・2 歳児のおたよりノートは、毎日必ず記入してください。
- 退職・転職や転居などの変更があった場合は、教育・保育給付認定等の変更が必要なため、すみやかに届け出てください。
- 出張などで勤務先を不在にされる場合や仕事がお休みの場合は、緊急時の連絡がつくようにしておいてください。連絡先を職員にお伝えください。

◎ 健康について

○ 体温について

- 37.5℃以上の時や体調の悪い時は、お子様を園でお預かりすることができません。
- 保育中に 37.5℃以上になった際は保護者に連絡する場合があります。
38.0℃以上の発熱の場合、または体調不良により保育ができないと判断される場合は、すみやかに迎えに来ていただきますようお願いいたします。

（0～1 歳児）

- 登園前、登園時に体温を測ってください。

※ 体温計は、基本園で用意していますが、各自持参していただいても構いません。ただし、脇の下で測るもの、履歴が残るものとしします。また、故障・破損・紛失・電池交換等は園では保証できません。

（2～5 歳児）

- 登園前に体温を測ってきてください。

○ 感染症等について

- 感染症の場合は、集団感染防止のため、お子様を園でお預かりすることができません。（一部、登園可能な感染症もあります。5・6ページ参照。）治って登園する際は、医師の意見書などの証明書が必要となります。証明書の用紙は巻末に添付のものを使用または園に置いています。
- 感染症の疑いがある場合（発熱・下痢・嘔吐・発疹・目やに・眼充血・瞼の腫れ・耳の下の腫れなど）は、登園可能なことを医師に確認してください。また、翌日体調が回復し登園される場合は、症状があったことを保育士または看護師に必ず伝えるようにしてください。

※ 感染症にかかったお子様の登園に際しては、園内での感染症の集団発生や流行につながらないこと、子どもの健康（全身）状態が園での集団生活ができる状態に回復していることを必ず確認してください。

○次に該当する場合は、厚生労働省の「保育所における感染症対策のガイドライン」により、登園を控えるのが望ましいとされています。

発熱の時

- ・ 朝から 37.5℃以上の熱とともに元気がなく機嫌が悪い。
- ・ 食欲がなく朝食、水分が摂れていない。
- ・ 24 時間以内に解熱剤を使用している。
- ・ 24 時間以内に 38.0℃以上の熱が出ていた。
- ・ 熱性けいれんの既往歴がある場合においては、解熱していても発熱後 24 時間は自宅で様子を見る。

下痢、嘔吐の時

- ・ 24 時間以内に 2 回以上の嘔吐や下痢がある場合。
 - ・ 下痢や嘔吐と同時に体温がいつもより高い場合。
 - ・ 機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。
- ※ 症状が治まり、普段の食事が摂れるようになるまで登園を控えてください。

○ 薬について

- ・ 園では、原則として「薬」のお預かりはできません。 やむを得ず保育時間内に薬の服用が必要とされる場合は、事前にご相談ください。
- ・ 家庭で服用されている場合はお知らせください。

○ その他

- ・ 朝食は乳幼児にとって非常に大切です。必ず朝食を摂り登園してください。
 - ・ 体調不良で午前中に病院を受診する場合は、登園を控え、ご家庭で療養してください。（家庭保育をお願いします。）また、予防接種を受ける場合は降園後にお願いします。
 - ・ 保育中に病気や怪我が発生した場合は、状態により保護者に連絡を入れ、必要であれば医療機関を受診します。医療機関より保護者同伴が求められますので、同伴をお願いします。
 - ・ 健康診断・歯科検診・尿検査を定期的を実施します。未実施になると自己負担になる場合がありますので、実施日は休まず登園するようにご協力ください。
- ※ 怪我や体調不良で入院された場合、退院後、翌日は自宅で様子を見てください。園生活に復帰するにあたり、下記の登園の目安をご参考ください。

登園の目安
<ul style="list-style-type: none">・ 園生活において病状悪化の恐れがない。・ 医師により集団生活の注意事項がない。・ 一人で歩行・食事・トイレができる。・ 集団生活の中で、1対1の関わり（介助）を必要としない。 <p>※子どもの症状が園での集団生活に適應するまで回復してからの登園が望ましいです。</p>

- ※ 集団生活が困難な病気回復期に保育士や看護師が一時的に保育を行う病後児保育施設が羽曳野市内にあります。詳細は事務所までお声かけください。
- ※ 近年、新型の感染症が流行することがあります。状況に応じて登園の目安が変わることもあります。

◎ 衣服について

- 清潔な着替えを毎日持って来てください。
- 持ち物や衣類には、分かりやすい所にマジックで大きな字ではっきりと名前を記入してください。名前シールは避けてください。
- 園では薄着を励行しており、園内では靴下をはきません。寒い日の散歩時は、ベスト・長ズボンなどを着用します。
- バスタオル・シーツ・布団などは金曜日または土曜日に持ち帰り、月曜日に持ってきてください。シーツの交換および布団の日光消毒は各自でお願いします。

◎ 諸経費について

- 利用者負担額等（保育料・給食費）は口座振替をご利用ください。
※ 園より「保育料等口座振替依頼書」をお渡ししますので、金融機関〔銀行、郵便局など〕で手続きを行ってください。
- 延長保育料は原則として翌月に徴収します。通知後 5 日以内に納付してください。
- 土曜日利用分の給食費については原則として翌月の初めに徴収します。
※ おつりの無いようにご準備ください。
※ 徴収日の朝に必ずお支払いください。（降園時はお預かりできません。）
- 日本スポーツ振興センター掛金は、入園時および毎年 4 月に徴収します。

◎ 園情報発信ツールについて

- 園情報の発信を羽曳野市 LINE 公式アカウントにて情報発信を行います。
- 登録手順等につきましては、新年度 4 月になってから通知します。
必ず登録して下さい。
- 登録者情報は毎年度更新するため、継続して通園される方は年度ごとに園情報受信設定が必要です。
- 羽曳野市 LINE 公式アカウントからは登録していただいた園に関する情報（休園情報等）を発信いたします。

◎ その他

- 途中退園する（やめる）場合は、なるべく早く園に知らせてください。連絡のない場合は、登園していなくても利用者負担額等が発生しますのでご注意ください。
長期無断欠席の場合は退園の手続きをとる場合がありますので、ご了承ください。
- 園での生活や保育活動を安全に行うため、園に預ける際は、おもちゃ・キーホルダー・お菓子・お金・装飾品（ピアスやネックレス、飾りのついた髪ゴムや小さい髪ゴム等）など必要のないものを着用したり持ってこないようにしてください。また、お化粧やネイルをしての登園もしないでください。
- 警報が発令された場合は臨時休園などの措置をとる事があります。（別紙 2 参照。）
- 羽曳野市に「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合等は臨時休園などの措置をとる事があります。（別紙 3 参照。）

保育園において特に予防すべき感染症と登園のめやす

○ 登園停止が必要な感染症（A）

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発症後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで ※無症状感染症の場合は、検体採取日を 0 日として 5 日経過すること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日後まで	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹出現の 7 日前から後 7 日間くらいまで	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	全ての発疹が痂皮化（かさぶた）してから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）		症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によっていずれも菌陰性が確認されるまで
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	ウィルスは呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月間排出される	医師により感染の恐れがないとみとめられるまで

※RS ウィルス・・・0～2 歳児が罹患した場合は、重症化しやすいため医師の意見書の提出が必要です。

○ 条件によって登園停止の措置が必要と考えられる感染症（B）

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること又は、手足の水疱が痂皮化（かさぶた）されていること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便中に 1 ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療開始前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノ等）	症状のある間と症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること

○ 通常登園停止の措置は必要ないと考えられる感染症（C）

病名	留意事項
アタマジラミ	しらみの駆除を行う。タオルの共有を避ける。着衣、シーツ、帽子の洗濯と熱処理を行う。
水いぼ	原則としてプールを禁止するする必要は無いが、二次感染のおそれがある場合は禁止。
とびひ	病巣の処置と被覆、共同のプールは避ける。病巣の直接接触は避ける。

※「保育所における感染症対策のガイドライン」より抜粋。

※上記のうち（A）は医師の登園意見書の提出が必要です。（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染については、保護者が作成する登園届の提出でも可）（B）及び（C）は症状により医師の登園意見書の提出を求める場合があります。（登園意見書は園に置いています。）

ただし、子どもの体調が悪く保育ができない場合はお休みしていただくことがあります。

インフルエンザ登園届（保護者記入）

年 月 日

園長 様

組 園児名

1 発症日からの経過 （「月/日」「検温（最高値）」の欄に記入してください。）

◎発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまでが出席停止期間です。

発症日は「発熱した日、または診断されるきっかけとなった症状が見られた日」とし、0日目から数えます。医師から基準より長く出席停止を指示された場合や登園可能な日を過ぎても体調がすぐれない場合は、無理をさせず医師の指示に従ってください。

発症日からの 日数	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
検温（最高値）	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
発熱がなかった場合	症状が出た日										
発熱があった 場合	発症日						登園可能				
		解熱日									
※解熱日より 登園可能日が 異なる			解熱日					登園可能			
				解熱日					登園可能		
						解熱日				登園可能	
							解熱日				登園可能

※ [] の部分は出席停止期間です。

※ 解熱等の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

※ 解熱後3日間とは、解熱剤を使用しないで発熱しなくなり3日を経過したことです。

2 診断名 インフルエンザ（A型・B型）

3 発症日 令和 年 月 日（ ）

4 受診日・受診先 令和 年 月 日（ ） 医療機関名

以上 出席停止期間が経過し、全身状態が良好になったため、登園いたします。

保護者氏名

※ 保護者の皆様へ

保育園・認定こども園・幼稚園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。かかりつけの医師の診断に基づき、「インフルエンザ登園届」の記載をお願いします。各施設での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

令和6年12月改訂

新型コロナウイルス感染症登園届 (保護者記入)

年 月 日

園長 様

組 園児名

1 発症日からの経過 (「月/日」「症状」の欄に記入してください。)

◎発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでが出席停止期間です。

発症日は「発熱した日、または診断されるきっかけとなった症状が見られた日」とし、0日目から数えます。

医師から基準より長く出席停止を指示された場合や登園可能な日を過ぎても体調がすぐれない場合は、無理をさせず医師の指示に従ってください。

発症日からの 日数	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
症状											
※症状が軽快 した日により 登園可能日が 異なる	発症日										
	症状が軽快 した日										
	症状が軽快 した日								登園可能		
	症状が軽快 した日										
	症状が軽快 した日										
	症状が軽快 した日									登園可能	
	症状が軽快 した日								症状が軽快 した日		登園可能
	症状が軽快 した日									症状が軽快 した日	

※ [] の部分は出席停止期間です。

※ 症状が軽快した後1日とは、解熱剤を使用しないで発熱しなくなりかつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

※ 症状がある場合「症状」に記入してください。

2 診断名 **新型コロナウイルス感染症**

3 発症日 令和 年 月 日 ()

4 受診日・受診先 令和 年 月 日 () 医療機関名

以上 出席停止期間が経過し、全身状態が良好になったため、登園いたします。

保護者氏名

※保護者の皆様へ

保育園・認定こども園・幼稚園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。かかりつけの医師の診断に基づき、「新型コロナウイルス感染症登園届」の記載をお願いします。施設での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

令和6年12月改訂

感染症等に係る登園に関する意見書

令和 年 月 日

園 長 様

※ _____ 保育園・こども園

※氏 名 _____

■ 病気の種類 ■

インフルエンザ ・ 百日咳 ・ 麻疹 ・ 流行性耳下腺炎
風しん ・ 水痘 ・ 咽頭結膜熱 ・ 流行性角結膜炎
膿痂疹 ・ 溶連菌感染症 ・ 手足口病 ・ ヘルパンギーナ
伝染性紅斑 ・ マイコプラズマ感染症 ・ 感染性胃腸炎
その他(_____)

上記の疾患に罹患したため、療養を指示していましたが、
感染のおそれがきわめて少なくなったので、

_____ 月 _____ 日以降の登園が可能であると判断しました。

診療機関名 _____

担当医師 _____ 印

※の部分は、保護者が記載してください。

【避難情報発令】保育施設（保育園・認定こども園）の臨時休園措置について

羽曳野市こどもえがお部こども保育課

大阪府羽曳野市に、事象が発生した場合、下記のとおり保育施設（保育園・認定こども園）の臨時休園措置を行います。

1. 中学校区内に「避難情報（警戒レベル4：避難指示）」が発令されている場合

○午前7時時点で避難指示が発令されている場合

保育施設（保育園・認定こども園）は休園とする。

ただし、午前10時までに避難指示が解除された場合は、保育を必要とされる方に限って正午から保育を開始する。

ただし、給食の提供は無しとする。

○午前10時時点で避難指示が発令されている場合

保育施設（保育園・認定こども園）は終日休園とする。

2. 中学校区内に「避難情報（警戒レベル5：緊急安全確保）」が発令されている場合

○午前7時の時点で緊急安全確保が発令されている場合

保育施設（保育園・認定こども園）は終日休園とする。

【避難情報発令時の認定こども園における対応について】

1. 「避難情報（警戒レベル3：高齢者等避難）」（局所的に発令される場合が多い）が発令された際は、状況によっては登園を控えてもらうことも考えられる。
2. 園児が在園中に「避難情報（警戒レベル4：避難指示）」が発令される恐れがある時は、別途教育委員会もしくはこども保育課より指示する。

令和5年6月15日作成

【警報】保育施設（保育園・認定こども園）の臨時休園措置について

羽曳野市こどもえがお部こども保育課

大阪府羽曳野市に、暴風警報・大雨警報・洪水警報・特別警報が発令された場合、下記のとおり保育施設（保育園・認定こども園）の臨時休園措置を行います。

1. 午前7時時点で警報が発令されている場合

保育施設（保育園・認定こども園）は休園とする。

ただし、午前10時までに警報が解除された場合は、保育を必要とされる方に限って正午から保育を開始する。

ただし、給食の提供は無しとする。

2. 午前10時時点で警報が発令されている場合

保育施設（保育園・認定こども園）は終日休園とする。

3. 午前7時以降に警報が発令された場合

警報発令時から休園の措置を行いますので、既に登園している児童については、至急お迎えをお願いします。

午前10時までに警報が発令された場合は、給食の提供は無しとする。

※警報が発令されていない場合でも、天候の状況により危険が予想される時や緊急事態には、こども保育課の指示に従い保育施設（保育園・認定こども園）より保護者に連絡することがあります。

※「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表される警報であり、例えば「東日本大震災」における大津波や、「伊勢湾台風」の高潮、「令和元年東日本台風」の大雨等に匹敵する災害が予想される場合等に発表の対象となります。

令和7年4月1日改正

【大規模地震発生】保育施設（保育園・認定こども園）の臨時休園措置について

羽曳野市こどもえがお部こども保育課

大阪府羽曳野市に地震が発生した場合、下記のとおり保育施設（保育園・認定こども園）の臨時休園措置を行います。

1. 羽曳野市に「震度5弱」以上の地震が発生したとき

- 登園前（前日の帰宅後から自宅を出る前）
保育施設（保育園・認定こども園）は休園となります。
- 登園中・降園中（自宅から保育施設の間）
登降園の途中に地震が起きた場合は、原則として帰宅してください。
ただし、危険が伴い自宅に帰れない場合は近くの避難所等に避難してください。
- 保育時間中（保育施設（保育園・認定こども園）にいる時）
保育を打ち切り、安全な場所に避難誘導します。
保護者に迎えに来てもらい、保護者とともに降園します。

2. 羽曳野市に「震度4」以下の地震が発生したとき

通常保育を行います。安全に十分注意して登園してください。
ただし、被害状況により安全確保の面から臨時休園になる場合もあります。

※被害状況により、危険が予測される場合や緊急事態には、迎えに来てもらうことがあります。

令和5年6月15日改正

羽曳野市立保育園一覧表

保育園名	住所	電話番号
軽里	軽里 3-222	958-3338
はびきの	はびきの 4-20-17	958-3328

